

2026 年 10 月 1 日

各 位

浅沼組協力業者労働災害互助会

会長 吉田 泰亘



互助会費徴収率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会は、株式会社浅沼組と皆様が相互に提携し、従事作業員の労働災害相互扶助並びに労働災害防止活動への支援などの組織的活動を行なうことを目的として、運営を続けてまいりました。

2016年度の互助金増額に伴い労働災害相互扶助の為に保険料が増額となり、対策として安全衛生協力会準会員の徴収額を増額しましたが、互助会の財政状況は緩やかに悪化を続けておりました。そのような中、2019年度以降、毎年のように死亡災害や重篤災害が発生し、保険料のさらなる増額が続く、互助会の財政状況は急激に悪化し、組織の存続そのものが危ぶまれる状況になってきております。

これまで事業運営の効率化や経費削減に努めてまいりましたが、被災者やご遺族への補償制度を将来にわたり維持し、現状の相互扶助制度を継続するためには、財政基盤の強化が不可欠であると判断し、本年6月5日に開催されました互助会本部総会において、審議いただき、以下の「互助会費徴収率の改定」が承認されました。

会員の皆様にはご負担をお願いすることとなり誠に心苦しい限りではございますが、互助会制度の維持・継続及び被災者支援の充実を図るための措置であることをご理解いただき、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

■互助会徴収率の改定■（2027 年 4 月度の支払いより）

種別	現行	改定
A級	実支払金×11/10,000	実支払金×17/10,000
B級	実支払金×10/10,000	実支払金×16/10,000
C級	実支払金×7/10,000	実支払金×13/10,000
D級	実支払金×5/10,000	実支払金×11/10,000
E級	実支払金×1/10,000	

(注1) 但し、株式会社浅沼組の安全衛生協力会正会員については、各会費徴収率より、それぞれ6/10,000 ※1を減ずる。

(注2) 部品売買業者が加入した場合は、実支払金×1/10,000の会費徴収率とする。

※1 現行では3/10,000 但しA～D級